

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年8月27日(2015.8.27)

【公開番号】特開2012-215848(P2012-215848A)

【公開日】平成24年11月8日(2012.11.8)

【年通号数】公開・登録公報2012-046

【出願番号】特願2012-54495(P2012-54495)

【国際特許分類】

G 03 G 15/02 (2006.01)

G 03 G 15/08 (2006.01)

C 08 L 71/03 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/02 101

G 03 G 15/08 501 D

C 08 L 71/03

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月13日(2015.7.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

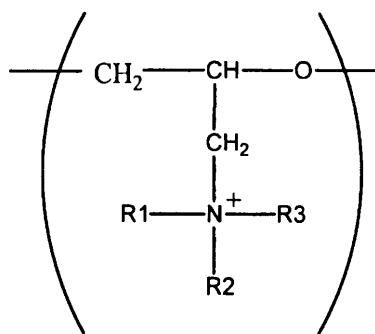
【特許請求の範囲】

【請求項1】

導電性支持体および導電層を有する帯電部材であって、該導電層は、下記式(1)で示されるユニットを有している変性エピクロルヒドリンゴムの硬化物と、アニオンとを含むことを特徴とする帯電部材：

【化1】

式(1)



[式(1)中、R1、R2およびR3は、各々独立に水素または炭素数1～18の飽和炭化水素基を示す。]。

【請求項2】

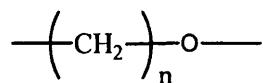
前記アニオンが過塩素酸イオンまたはビス(トリフルオロメタンスルホニル)イミドイオンである請求項1に記載の帯電部材。

【請求項3】

前記変性エピクロルヒドリンゴムが、さらに、下記式(3)および(4)で示されるユニットを有している請求項1または2に記載の帯電部材：

【化2】

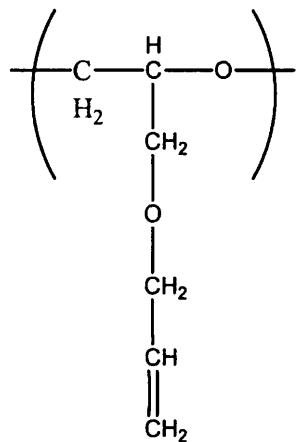
式(3)



[式(3)中、nは1~3の整数を示す。]。

【化3】

式(4)



【請求項4】

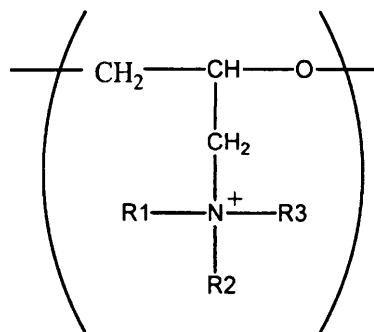
前記式(1)で示されるユニット中のアミン基が、エピクロルヒドリンゴムのユニット中の塩素原子を置換することによって導入されたものである請求項1~3のいずれか一項に記載の帯電部材。

【請求項5】

導電性支持体および導電層を有する現像部材であって、該導電層は、下記式(1)で示されるユニットを有している変性エピクロルヒドリンゴムの硬化物と、アニオンとを含むことを特徴とする現像部材：

【化4】

式(1)



[式(1)中、R1、R2およびR3は、各々独立に水素または炭素数1~18の飽和炭化水素基を示す。]。

【請求項6】

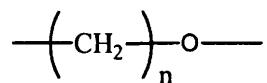
前記アニオンが過塩素酸イオンまたはビス(トリフルオロメタンスルホニル)イミドイオンである請求項5に記載の現像部材。

【請求項7】

前記変性エピクロルヒドリンゴムが、さらに、下記式(3)および(4)で示されるユニットを有している請求項5または6に記載の現像部材：

【化5】

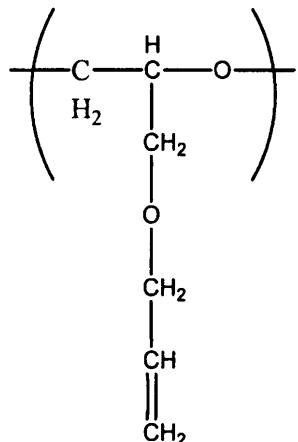
式(3)



[式(3)中、nは1~3の整数を示す。]。

【化6】

式(4)



【請求項8】

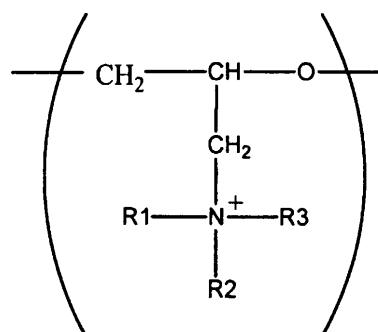
前記式(1)で示されるユニット中のアミン基が、エピクロルヒドリンゴムのユニット中の塩素原子を置換することによって導入されたものである請求項5~7のいずれか一項に記載の現像部材。

【請求項9】

導電性支持体および導電層を有する導電性部材であって、該導電層は、下記式(1)で示されるユニットを有している変性エピクロルヒドリンゴムの硬化物と、過塩素酸イオンおよびビス(トリフルオロメタンスルホニル)イミドイオンから選択されるいずれか一方のアニオンとを含むことを特徴とする導電性部材：

【化7】

式(1)



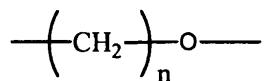
[式(1)中、R1、R2およびR3は、各々独立に水素または炭素数1~18の飽和炭化水素基を示す。]。

【請求項10】

前記変性エピクロルヒドリンゴムが、さらに、下記式(3)および(4)で示されるユニットを有している請求項9に記載の導電性部材：

【化 8】

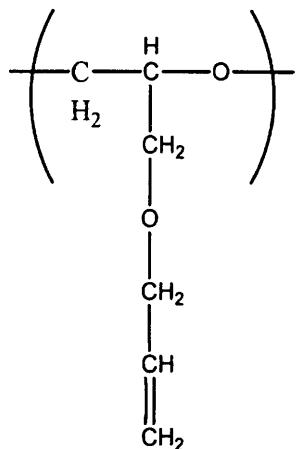
式 (3)



[式(3)中、nは1~3の整数を示す。]。

【化 9】

式 (4)



【請求項 11】

前記式(1)で示されるユニット中のアミン基が、エピクロルヒドリンゴムのユニット中の塩素原子を置換することによって導入されたものである請求項9または10に記載の導電性部材。

【請求項 12】

電子写真装置の本体に着脱可能に構成されているプロセスカートリッジであって、請求項1~4のいずれか一項に記載の帯電部材および/または請求項5~8のいずれか一項に記載の現像部材を具備していることを特徴とするプロセスカートリッジ。

【請求項 13】

請求項1~4のいずれか一項に記載の帯電部材および/または請求項5~8のいずれか一項に記載の現像部材を具備していることを特徴とする電子写真装置。